

保険業法の改正に関する意見書

2008年2月14日
日本弁護士連合会

第1 はじめに

現在、法務省において保険法の現代化を行う保険法案の検討が進められており、2008年の通常国会に同法案が提出される予定である。これに伴い、金融庁においては、保険法制定に伴う保険業法の整備が検討されている。

他方、2007年9月改正保険業法を含む金融商品取引法制が施行され、投資性のある保険商品に金融商品取引法が一部準用されることになったが、金融商品取引法制については、さらに保険・銀行・商品デリバティブも統合した金融商品ないし投資商品に関する横断的規制法である金融サービス法が展望されている。

保険は国民生活の安定と国民経済の健全な発展を支えるものであり、国民の生活や経済活動をめぐる危険が多様化し、また、高齢化社会の進行や公的保障制度の見直しが議論される現代において、その重要性は増している。ところが、保険商品に関する規制緩和が進められる中、保険金の不払い問題¹をはじめとして、保険をめぐるトラブルや紛争は後を絶たない。

そこで、当連合会は、保険業法第1条が掲げる「保険契約者等の保護」のよりいっそうの充実を図る観点から、保険業法の改正について、次のとおり意見を述べる²。

第2 意見の趣旨

1 保険約款について、次の規律を設けるべきである。

(1) 保険約款に定める保険給付の要件及び内容は、明確かつ平易でなければならない。

(2) 保険約款の解釈は、次の基準によることとする。

保険約款の条項が明確でないときには、当該条項は保険契約者等に最も有利に解釈するものとする。

保険約款の条項は、保険契約者ら（保険契約者、被保険者、保険金受取人）の保護に欠けるおそれが生じないように解釈するものとする。

保険約款において、保険契約者らの保護に欠ける条項は無効である。

(3) 保険約款における免責事由に関する定めは、明確かつ限定的でなければならない。

(4) 保険約款に責任開始前発病不担保条項を定めたときは、責任開始前に医療機関を受診していた場合、または、明らかな自他覚症状が認められていた場合でなければ、同条項を適用してはならない（なお、保険約款に責任開始

前発病不担保条項の定めがあるときは、保険者は、保険契約者らに対して、当該定めについて説明義務を負うことを明確に規定すべきである。)

2 保険募集に関する規律について、次の整備を行うべきである。

- (1) 現行保険業法において特定保険契約にのみ準用されている金融商品取引法の勧誘規制に関する条項を、すべての保険契約に準用すべきである。
- (2) 保険業法（または金融商品の販売等に関する法律）において、保険募集に際して説明義務が課される重要な事項の内容を、明確化して規定すべきである（具体的には、別紙1のとおり明確化すべきである）。また、説明の程度について、顧客の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明が必要である旨の定めをおくべきである。

- (3) 前項の説明義務違反を理由とする保険者に対する損害賠償請求においては、保険契約者らの損害額を保険金相当額と推定する旨の定めをおくべきである（具体的には、別紙2記載の規定をおくべきである）。

3 保険契約における被保険者の同意等について、次の規律を設けるべきである。

- (1) 保険契約における被保険者の同意について、保険法上被保険者の同意を要しない場合であっても、保険業法上は、同意を得ることが不可能若しくは著しく困難である場合を除き、同意を必要とすべきである。
- (2) 未成年者を被保険者とする死亡保険契約（死亡給付を伴う傷害疾病保険を含む。）については、次の規律を検討すべきである。

契約締結にあたり、被保険者が15歳未満である場合には法定代理人の同意を、被保険者が15歳以上である場合には法定代理人と被保険者本人の同意を要する。

葬祭費を超える金額を保険金額とする場合には、特別代理人の選任（なお、民法826条）などの慎重な手続きを要することとする。

4 保険金の支払いについて、次の規律を設けるべきである。

- (1) 保険者は、受取人から保険金支払いの請求が行われたときは、他に給付の可能性のある保険金支払い項目について情報提供をしなければならない。
- (2) 保険者は、受取人から保険金支払いの請求が行われたときは、誠実かつ迅速に保険金支払いのために必要な調査を行わなければならない。

5 保険料積立金及び解約返戻金の支払いについて、次の規律を設けるべきである。

- (1) 保険料積立金及び解約返戻金の計算方法について、約款に明確かつ一般的の保険契約者にとって理解可能な定めをおくことを要する。
- (2) 解約返戻金の計算において認められる解約控除は、保険料計算基礎に基づいたものに限る（解約についての制裁金は含まれない）。
- (3) 保険者は、保険契約者に対し、保険料積立金及び解約返戻金額の計算根拠に関する情報を開示しなければならない。

6 保険者が保険法上片面的強行法規の適用除外とされる者（但し、金融商品

取引法における「特定投資家」に該当する者を除く。)と保険契約を締結する場合において、保険法における片面的強行法規の適用対象とされている事項について、保険法よりも保険契約者らに不利な内容を定めるときには、保険者は保険契約者に対して、保険契約の内容が当該保険法の条項に定める内容よりも不利である旨を説明することを要するとすべきである。

第3 意見の理由

1 保険約款の規制について

(1) 保険約款の特性と一般的規制の必要性

保険契約は、保険約款により締結される。約款は、事業者により一方的に作成・提示されるものであり、事業者が一般に自らに有利な条項を設定しうるのに対して、消費者等保険契約の相手方はあらかじめ用意された約款による契約を締結するか否かのみしか選択できず、自らに有利な条項を盛り込むことや不利益な条項の修正をすることが出来ない。特に保険契約は無形の目に見えないサービスに関する契約であり、約款の内容も専門的であるところ、保険約款の内容の適正を確保するための規律を整備する必要性は高い。

そこで、保険約款の適正を確保するため、保険業法は、普通保険約款を保険業の免許申請の添付書類として審査対象とし、同約款の変更には認可を要するとして(保険業法4条2項3号、同123条1項)、監督官庁(現在は金融庁)による約款規制を行ってきた。

ところで、保険料率の自由化(1998年)等の保険に関する規制緩和が進められる中で、保険会社各社が独自の商品や特約を相次いで増やし、商品の多様化・複雑化が急速に進んだ。このような中で、保険契約の内容は保険契約者らにとって従来に増して解りにくいものとなっている。こうした状況のもとでは、保険者が保険約款に自らに有利な約款を作成することや約款解釈を自らに有利に行なうことが行われやすく、また、保険契約者らの適切な権利行使の妨げとなる事態が生じやすい。社会問題となった保険金不払い等の問題は、その深刻な一例である。

保険が国民生活の安定と国民経済の健全な発展を支えていくためには、保険商品をより解りやすい、保障内容の明確かつ適切なものとすることが求められている。そのためには、以前にも増して、保険商品の説明を解りやすく適切なものとするとともに、保険約款を解りやすくかつ適切な内容のものとするよう、保険業法の規律を整備することが必要である。

現在の保険業法下においても、普通保険約款の基準として、「保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「保険契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。」

「保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者にとって明確かつ平易に定められたものであること。」等が定められ(保険業法5条3号イ、同条同号ニ)、規制が行われているが、上記の現状に鑑みれば、免許基準

ないし認可基準としてのみならず，より一般的な約款規制の規律を設けるべきである。

また，従来より，保険約款については，保険契約者らに配慮した解釈が多くの裁判例において行われてきたが³，消費者契約法の施行(2001年4月)以降，保険事故の偶然性の立証責任に関する一連の最高裁判例等，さらに裁判例が重ねられている⁴。保険商品が多様化・複雑化する中で，従来の事前の約款規制に加えて，司法的手続きを経た約款の適正化はますます重要となってきている。こうした観点からも，保険約款の一般的な解釈基準を規定する必要性は高まっている。

そこで，保険約款の適正を確保するため，保険約款の一般的規制として，次の定めをおくべきである。

保険約款に定める保険給付の要件及び内容は，明確かつ平易でなければならない。

保険約款の解釈は，次の基準によることとする。

ア 保険約款の条項が明確でないときには，当該条項は保険契約者等に有利に解釈するものとする。

イ 保険約款の条項は，保険契約者らの保護に欠けるおそれが生じないように解釈するものとする。

ウ 保険約款において，保険契約者らの保護に欠ける条項は無効である。

なお，消費者契約法10条は，消費者の利益を一方的に害する条項を無効としているところ，上記の規律は，保険約款について消費者契約法の規律に加えて，より詳細な規定をおくものである。また，保険約款の内容が専門的であり，消費者に限らず保険契約者らと保険者との間に情報の格差・偏在が存すること，保険約款は保険者により作成されることに鑑みると，(特定の企業活動における特殊な危険を担保する保険で情報の格差・偏在が認められないような場合を除き)上記の約款規制は事業者や法人にも及ぼされるとすべきである。

このような規律を設けることによって，消費者のみならず事業者や法人も安心して保険を利用することができ，保険制度の活用に資することができる。また，保険約款の作成は保険という商品をつくることに他ならないところ，上記の規律は，より保険契約者らの需要に適合した保険商品の開発にも資する。

(2) 保険約款における免責事由の定めが不明確な場合，あるいは，保険契約者らの合理的期待に反して広範である場合には，保険契約者らの期待に反して保険金の支払いが受けられない事態が生じかねない。

そこで，免責事由の定めは，明確かつ限定的であることを要する旨定めるべきである。

(3) 現在，医療保険や生命保険における疾病特約等において，保険責任開始前に発病した疾病につき，不担保とする条項(責任開始前発病不担保条項)がおかかれている。

この責任開始前発病不担保条項については，「発病」の概念が必ずしも明確でなく，また，医学的「発病」の時点は医学の進歩により異なりうる等の問

題がある。「発病」時点のとらえ方によっては、自他覚症状が全くなく、医療機関の受診もない場合であっても、医学的に「発病」していたとして、保険金の支払いが受けられない事態が起こりうる。しかし、このような場合にまで保険金の支払いが受けられないことは、保険契約者らの期待に反し、酷な結果となる。

生命保険協会では、責任開始前発病不担保条項の運用について、「受療歴、症状または人間ドック・定期健康診断における検査異常がなく、かつ被保険者または保険契約者に被保険者の身体に生じた異常（症状）についての自覚または認識がないことが明らかな場合等には、高度傷害保険金をお支払いする」旨のガイドラインを定めている。

責任開始前発病不担保条項のように、保険金の支払いに関する重要な条項については、保険業法において適切な規制を行うべきである。すなわち、責任開始前発病不担保条項は、責任開始前に医療機関を受診していた場合、または、明らかな自他覚症状が認められていた場合でなければ、適用してはならないとの定めをおくべきである。

(4) 保険契約者らが責任開始前に発病していた疾病を保険契約者側が告知し、保険者が何らの留保もつけずに保険の引受を行ったときには、保険契約者らは、当該疾病も含め保険が引き受けられたものと信頼する場合が多い。そのような場合において、保険事故発生後に保険金支払い請求を行った時点で、責任開始前発病不担保条項により保険金の支払いが拒絶されることは、保険契約者らにとって酷である。

また、現在、「持病があっても申し込める保険」「健康に不安があっても入れる保険」等と広告をして保険の募集が行われている例が存する。このような保険において、保険者が何らの留保もつけずに保険の引受を行ったときも、保険契約者らが既存の疾病も含めて保険が引き受けられたものと信頼する場合が少なくない。

保険約款に責任開始前発病不担保条項が定められている場合には、保険者は当該定めについて、信義則上説明義務を負うとも考えられる。上記の保険契約者らに酷な事態が生じることを防ぐため、責任開始前発病不担保条項について説明義務を負うことを保険業法上明確に定めるべきである。

2 保険募集に関する規律について

(1) 2007年9月改正保険業法が施行され、変額保険や外貨建て保険等投資性のある保険商品（特定保険契約）に、金融商品取引法の勧誘規制に関する条項（広告等の規制（37条。但し同条1項2号を除く。）、契約締結前の書面の交付（37条の3。但し同条1項2号・6号及び3項を除く。）、契約締結時等の書面の交付（37条の4）、禁止行為（38条。但し同条1号及び2号を除く。）、適合性の原則等（40条。損失補てんの禁止（39条。但し同条3項但書及び5項を除く。）に関する準用条項を除く。）が準用されることになった。

今回施行された改正保険業法は、金融商品取引法制の整備に伴うものであり、金融商品取引法制では、保険分野では投資性のある保険商品にまで勧誘規制の横断化が図られた。今後、さらに保険・銀行・商品デリバティブを統合した横断的規制法である金融サービス法が展望されている。

今回の改正保険業法により、特定保険契約には金融商品取引法の勧誘規制が及ぼされることになったが、他方、特定保険契約以外の一般の保険商品に関する勧誘規制は、保険業法の規律としては、必ずしも十分整備されていない。広告等の規制、契約締結前の書面の交付、契約締結時等の書面の交付、禁止行為、適合性の原則等は、いずれも一般的な保険商品においても整備されるべき規制であるし、規制の横断化を図る観点から、金融商品取引法を準用すべきである（なお、損失補てんの禁止については、保険の分野において損失補てんという事態が想定しにくいし、損失補てんを必要とする立法事実も存しない）。

当連合会は、かねてより金融商品ないし投資商品に関する横断的規制である金融サービス法の制定を求めてきたところであるが、金融サービス法の制定に至るまでの措置として、当面早急に一般的な保険契約についても、金融商品取引法の準用を定めるべきである。

(2) 保険契約において、保険契約者が保険契約の内容を正確に理解して契約を行うことは、保険契約者らが保険契約により適切に危険を移転し転換するために不可欠の前提である。保険契約の内容は保険者により作成されるものであり、保険者と保険契約者の間には保険契約に関する情報や交渉力に格差が存するため、保険者には保険契約者に対する説明義務が課される（民法1条・保険業法300条1号・保険業法300条の2・金融商品取引法38条6号・保険業法施行規則234条の26第1項3号・金融商品の販売等に関する法律3条）。

一般的な保険契約に関する説明義務については、保険業法300条1号において、「保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為」が禁止事項として定められているが、同条号における重要な事項の内容は保険業法上は具体的に定められていない。他方、金融商品の販売等に関する法律3条1項は金融商品の説明義務の具体的な内容について定めるが、同条項は投資性のある商品を想定した規定のため、保険商品に適合した定めはおかれていない。

また、保険業法300条1号の定める説明義務に関しては、金融商品の販売等に関する法律3条2項（「前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。」）のような定めは、保険業法上おかれていらない。

特定保険契約については、「準用金融商品取引法第37条の3第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項」について「顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるため

に必要な方法及び程度による説明をしないこと」が禁止事項として定められている（保険業法300条の2・金融商品取引法38条の2・保険業法施行規則234条の26第1項3号）。

そこで、保険業法における説明義務に関する規定を整備し（または、金融商品の販売等に関する法律の規定の整備を行い），保険契約の特性に鑑みて、保険契約を締結するにあたって、保険契約者にとって重要な事項の内容を明らかにするとともに、求められる説明の程度は、顧客の知識、経験、財産の状況及び保険契約者が契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならないことを定めるべきである。

ここにおいて、保険契約者にとって重要な事項は、どのような保険事故が発生した場合にどのような給付が得られるのか、どのような場合には保険給付を受けられないのか、保険給付を受けるためにどのような保険料の負担があるのかという点である。重要な事項としてはこれらの事項を過不足なく、定めるべきである。

(3) 金融商品の販売等に関する法律では、説明義務違反の効果として、損害との因果関係に関する推定規定をおいている（同法6条）。

前記のとおり、金融商品の販売等に関する法律は、投資性の商品を前提とした規定内容になっているため、損害との因果関係に関する規定も、必ずしも一般の保険契約に適合した内容となっていない。そこで、保険業法において、説明義務違反の効果の規定を、保険契約の特性に適合する形で定めるべきである。

支払い事由や保険金額に関する情報提供は、保険契約者側にとって極めて重要であるが、その情報提供が適切でない場合には、保険契約者らが保険金の支払いが受けられると信頼していたにもかかわらず保険金の支払いが受けられない、あるいは信頼していた保険金額の支払いが受けられないという事態が起こりうる。保険は個人にとっては生活保障の役割を担っているものであり、このような事態は、事故により仕事ができなくなった者や高齢者に深刻な被害をもたらす。

そこで、保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の情報提供におけるモラルハザードを抑止し、情報提供義務違反による保険契約者や被保険者の被害を救済する観点から、損害賠償請求における損害の特則を設けるべきである。

理論的にも、適切な情報提供が行われていたならば、保険契約者は他の保険商品や他の投資商品を選択することにより、保険契約者側が説明を受け希望していた内容の給付を受けることも可能であったことに鑑みると、信頼した保険金の支払いを受けることができなかつたことを損害と把握することができる。したがって、この部分を損害と認める旨の定めをおくべきである。

他方、他の保険商品や投資商品に保険契約者側が説明を受けていたものに相当するものが存しない場合には因果関係のある損害があるとはいえないの

でこのような場合には保険者側の反証を許す必要がある。そこで、損害を推定する旨の規定に止めることが合理的である。

このような定めをおくことによって、保険契約者の保護を図るとともに、保険制度に対する信頼を確保することができ、かつ、適正な保険契約締結にも資することができる。

3 保険契約における被保険者の同意等

(1) 保険契約において、保険契約者らが故意に保険事故を発生させて保険金を受領するモラルハザードを防止するために、契約に際して被保険者の同意を求めるることは有効である。そこで、保険法において、被保険者の同意が要件とされない場合においても、保険業法においては、技術的に被保険者の同意を得ることが不可能若しくは著しく困難である場合を除き、できるだけ被保険者の同意を要するとすべきである（少なくとも、現行法下の実務において、被保険者の同意をとっているものは、保険業法上同意を必要とすべきである）。

保険法と異なり、保険業法では被保険者の同意を要しない範囲を内閣府令によりきめ細かに柔軟かつ機動的に規定することが可能であり、かつ、同意が契約の効力要件となるわけでもないので、同意を得ていないことにより契約が無効となりかえって保険契約者等の保護に反する事態を招来することもない故、規制の方法としても合理的である。

また、保険法においては、被保険者の保険契約の解除請求に関する制度が検討されているところ、同制度の前提として、被保険者に保険契約を認識する機会を確保するためにも、保険業法上被保険者の同意を要するとすることが必要である。

(2) 未成年者を被保険者とする死亡保険契約については、被保険者が成人である場合に比して、故意に保険事故を発生させて保険金を不正に受領するモラルハザードを起こしやすく、他方、被保険者となる未成年者はこれを防止する手立てを有しない。国際的にも未成年者を被保険者とする保険契約については規制を及ぼすことが趨勢である。そこで、未成年者を被保険者とする死亡保険契約については合理的な規制を及ぼすことが適切である。

モラルハザードを防止する観点からは、未成年者を被保険者とする死亡保険契約はこれを禁止するという考え方があり得るが、そのような保険契約についてのニーズもあり得るとの意見も存する。

そこで、モラルハザードの防止を図りつつ、上記の保険契約締結のニーズにも配慮する観点から、モラルハザードのおそれの高い比較的高額の保険契約の締結には、保険契約の締結に第三者や公的機関の関与をさせるなど、慎重な手続きの履行を求めるべきである。

例えば、モラルハザードの場面を考えると、保険契約者と被保険者に実質的な利益相反関係が存するとも考えられることから（なお、民法826条）、葬祭費を超える金額を保険金額とする場合には、特別代理人の選任を要する

等の手続きを検討すべきである。

4 保険金の支払いについて

(1) 社会問題となった保険金不払い問題の中には、保険契約者側が、保険金の支払い事由を認識しておらず、受取人が保険金の請求をしないまま放置された事例が存した。こうした不払いの背景には、保険契約が多様化・複雑化し、保険契約者側が支払い事由を正しく認識することが困難となっている事情がある。

保険商品は保険者によって造られるのであり、かつ、保険者と保険契約者との情報格差のもとで、上記のとおり保険契約者らにとっては支払い事由について理解困難な事情が生じていることに鑑みると、保険者は、支払いにあたっても適切な情報提供を行うべきことを保険業法において明確に定めるべきである。

すなわち、保険者は、受取人らから保険金支払いの請求が行われたときは、他に給付の可能性のある保険金支払い項目について情報提供をしなければならないとの定めをおくべきである。

(2) 保険事故が発生した場合、受取人は、現実化した危険を補てんするために、迅速な保険金の支払いを受ける必要がある。そのためには、保険事故に関する調査が迅速かつ適切に行われる必要がある。

また、迅速かつ適切な調査を行うことは、保険金の支払いを適切に行い、保険財政を適切に維持するためにも必要である。

保険金の支払いに関して、保険者は、誠実かつ迅速に保険金支払いのための調査を行うべき信義則上の義務を負っているとも考えられる。

そこで、保険業法において、保険者は、誠実かつ迅速に保険金支払いのための調査を行うべきとの定めをおくべきである。

5 保険料積立金及び解約返戻金について

(1) 保険法の議論の中では、保険法に、保険料積立金及び解約返戻金の規定をおくことが検討された。法制審議会保険法部会の議論においては、保険料積立金の規定をおく方針が示されたが、解約返戻金の規定については、同部会において規定を設けるべきとの意見が大勢であったにもかかわらず、契約法において法制化を行うことは困難と指摘され規定化を見送る方向性が示された。

保険契約の終了に際して支払われる保険料積立金及び解約返戻金は、保険契約者にとって重要な権利である。特に、解約返戻金は、任意の解約に際して支払われる金員であり、保険契約者の利益を不当に害しないためにも、適切な規律を設けることが必要である。

保険料積立金は、当該生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために積み立てていた金額に相当する金額であり、解約返戻金は、保険料積立金から解約控除額を差し引いた金額である（無・低解約返戻

金型保険商品の解約返戻金では、さらに従来の解約控除以外に、保険料計算基礎に基づき、契約者価額から減額される金額が存する。なお、従来の解約控除は、新契約費（保険会社が新契約獲得のために要する費用）のうちの未回収部分とされている。

現在、保険料積立金及び解約返戻金については、保険料及び責任準備金の算出方法書に、解約返戻金の記載を要求し、かつ、商品審査基準を定めて審査を行い、また、事業方法書等について、解約返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること等を求めている（保険業法5条1項3号、同4号、100条の2、保険業法施行規則10条～12条）。

（2）保険料積立金及び解約返戻金については、現在保険業法上、上記の規律が行われているところ、法制審議会保険法部会において保険法における規律の整備が検討されたが、解約返戻金の規律については、無・低解約返戻金型保険商品等保険商品が多様化している中で、解約返戻金について明確かつ具体的な規律を一つの規律で書き尽くすことは困難である等から、同部会では保険法における解約返戻金の規律を見送る方針とされた。保険料積立金だけでなく解約返戻金についても本来保険法において規律を整備することが望ましいが、保険法における規律が困難なのであれば、保険約款において解約返戻金の計算方法について明確な定めをおくとともに、保険契約者らに対する計算根拠に関する情報開示義務を定めるべきである。

また、金融審議会第2部会では、解約返戻金における解約控除については、保険料計算基礎に基づいたものに限るべきであり、解約についての制裁金は含まれないことを明確化すべきとの議論が行われた。

このように法制審議会保険法部会及び金融審議会第2部会におけるこの間の議論も踏まえて、保険業法において保険料積立金及び解約返戻金について、次の規定を整備すべきである。

保険料積立金及び解約返戻金の計算方法について、保険約款に明確かつ一般的の保険契約者にとって理解可能な定めをおくことを要する。

解約返戻金の計算において認められる解約控除は、保険料計算基礎に基づいたものに限る（解約についての制裁金は含まれない）。

保険者は、保険契約者に対し、保険料積立金及び解約返戻金額の計算根拠に関する情報を開示しなければならない。

6 片面的強行法規の適用範囲について

保険法では、保険契約者ら保護の観点から、一定の規定については片面的強行法規とすることが検討されている。片面的強行法規による保護が必要とされる保険契約者らとしては、典型的には個人の消費者が想定されるが、中小零細業者や小規模の団体も消費者と同じく、保険法上片面的強行法規とされている条項に関する保護を及ぼすべきである。

本来保険法の片面的強行法規の適用範囲について適切な切り分けを行うべき

であるが、保険法において、中小零細企業に片面的強行法規の適用がされない場合には、保険業法において、中小零細業者等の保護のための手当を行なうべきである。すなわち、保険者が保険法上片面的強行法規の適用除外とされる者（但し、金融商品取引法における「特定投資家」に該当する者を除く。）との間で保険契約を締結する場合において、保険法における片面的強行法規の適用対象とされている事項について、保険法よりも保険契約者らに不利な内容を定めるときには、保険者は保険契約者に対して、保険契約の内容が当該保険法の条項に定める内容よりも不利であることを説明することを要するとすべきである。

以上

別紙 1

重要事項の明確化にあたっては、次の点をあげるべきである。

支払い事由（保険金支払いの対象となる保険事故の具体的範囲）

保険金額等保険給付の内容

免責事由（告知義務、通知義務、約款における免責事由）

- ア 保険契約者及び被保険者が告知をすべき事項、及び、当該事項について故意又は重過失により告知をしなかったときは保険金の全部が支払われなくなること。
- イ 契約締結後に危険が増加したときは保険者に通知をしなければならない事由、及び、故意又は重過失により通知をしなかったときは保険金が支払われなくなること。
- ウ 約款に保険金の全部又は一部の支払いが行われない事由に関する定めがある場合は、その定めの内容。

別紙 2

保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の支払い事由に関する情報提供に誤りがあり、保険契約者又は被保険者が当該事故を支払い事由に該当するものと信頼していたにもかかわらず、支払い事由に該当しないものとして保険金が支払われなかった場合、保険金受取人に当該保険の保険金相当額の損害が発生したものと推定する。

保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の保険金額に関する情報提供に誤りがあり、保険契約者において保険者側の説明のとおりの保険給付が受けられるものと信頼していたにもかかわらず、説明のとおりの保険給付が受けられなかった場合、保険金受取人には説明のとおりの保険給付額と当該保険の保険給付として受領した金額の差額の損害が発生したものと推定する。

¹保険金不払い等については、保険契約者から保険金等の請求があったにもかかわらず、不適切な判断により保険金が支払われなかつた「生命保険における不適切な不払い」(2005年2月、同年10月、2006年7月の生命保険会社への行政処分)、主たる保険金を支払つたが、契約者から請求がなかつたため付隨的な保険金を支払わなかつた「付隨的な保険金の支払い漏れ」(2005年11月、2006年5月及び同年6月の損害保険会社に対する行政処分)、第三分野保険において責任開始前発病不担保条項を適用すべきでない事例に適用して支払いを行わなかつた「第三分野保険における不適切な不払い」(2007年3月の損害保険会社に対する行政処分)、損害保険分野における火災保険の保険料の過徴収等が、これまで社会的に問題となり、行政処分が行われるなどした。

²保険契約法の現代化について、当連合会は「保険法の見直しに関する中間試案についての意見書」(2007年9月13日)を公表している。

³保険金の支払時期に関する最判平成9年3月25日(民集51巻3号1565頁)、告知義務ないし告知義務違反による解除に関する東京地判昭和61年1月30日(判時1181号146頁)、東京高判平成4年12月25日(判時1450号139頁)、仙台高秋田支部平成4年8月31日(判時1449号142頁)、高松高判昭和58年6月10日(判タ509号152号)、東京高判平成5年9月28日(判時1479号140頁)、東京高判平成3年11月27日(判タ783号235頁)、大阪高判平成11年11月11日(判時1721号147頁)、東京地判平成3年4月17日(判タ770号254頁)、譲渡通知義務に関する最判平成5年3月30日(判時1456号154頁)、事故発生通知懈怠免責に関する最判昭和62年2月20日(判時1227号134頁)等。

⁴保険事故の偶然性の立証責任に関する最判平成16年12月13日、最判平成18年6月1日、最判平成18年6月6日、最判平成18年9月14日、最判平成19年4月17日、最判平成19年4月23日。その他、告知義務ないし告知義務違反による解除に関する東京地判平成15年5月12日(判タ1126号240頁)、大阪高判平成14年12月18日(判時1826号143頁)、神戸地姫路支部平成17年11月28日(判時1932号142頁)等。